

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副 議 長	事務局長	副 主 幹	係 長	担 当	担 当	文書取扱主任		

平成28年 第1決算審査特別委員会 会議録

開催年月日		平成28年9月7日(水)・8日(木)・9日(金)		
開催場所		第二委員会室		
出席委員		別紙のとおり	事務局	竹谷事務局長
				平川係長
欠席委員		別紙のとおり		
説明員		別紙のとおり		
議 事 の 概 要	1 付託事件			
	認定第1号 平成27年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定について			
	2 審査月日			
	9月7日から9日までの3日間、慎重に審査を行った。			
	3 審査の結果			
	採決の結果、認定第1号については全会一致をもって認定を可とすべきものと決定した。			
	上記記載のとおり相違ない。 第1決算審査特別委員長 木 下 八重子 ㊞			

第1決算審査特別委員会（第1日目）

H28.9.7（水）10：00～

第 二 委 員 会 室

開 会 9：58

委員長挨拶

委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから第1決算審査特別委員会を開催いたしますが、その前に一言ご挨拶申し上げます。
私は決算委員長、初めてですけれども、ふなれで皆さんにご迷惑をおかけますが、ご了承いただいて、皆さんの活発な質疑並びに職員の皆さんの説明をお願いいたします。

委員動静報告

委員長 ただいまの出席委員数は9名であります。
本委員会に付託されました事件は、
認定第1号 平成27年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定についての1件となっております。

事前審査説明

委員長 次に、審査の方法について協議いたします。
まず、日程についてですが、配付されております別紙日程表に基づいて進めることとし、終了時間については遅くとも午後4時をめどとして取り進めることとしてよろしいですか。

（異議なしの声あり）

委員長 異議なしと認めます。
よって、そのように決定いたします。
次に、審査の進め方について協議いたします。
歳出は款別に、歳入は一括して行うものとしますが、消防費、公債費、諸支出金、職員費、予備費、災害復旧費につきましては、科目数が少なく、関係所管も限られていることから、一括して審査することとし、討論、採決については最終日に行うことでよろしいですか。

（異議なしの声あり）

委員長 そのように決定いたします。
なお、意見は討論の際に述べていただくこととなっておりますので、質疑は簡潔に行っていただき、特に決算以外の質疑は行わないようにご配意願います。
また、答弁については、部課長に限らず、内容の知り得る方で原則係長職以上の方が行ってください。なお、氏名、職名等を告げられないで答弁の許可を得た場合は、所属、職名、氏名を述べてから答弁してください。
次に、市長に対する総括質疑は審査日程の最終日に予定しておりますが、審査の過程で特に留保したものに限ることでよろしいですか。

（異議なしの声あり）

委員長 そのように決定いたします。
次に、討論ですが、各会派の代表の方に行ってもらふこととし、その順番は会派清新、会派みどり、新政会、公明党、日本共産党の順とすることによろしいですか。

（異議なしの声あり）

委員長 そのように決定いたします。

なお、各会派から出されました討論要旨につきましては、後日事務局で一括整理し、議員にのみ印刷配付することとなっておりますので、ご了承願います。最後に、資料要求の関係でお諮りいたしますが、予定される資料につきましてはお手元に配付されております。これ以外で資料要求をされる方は、その都度要求を願い、その必要性を会議に諮り、所管部局の都合を確認した上で決定したいと思いますが、これでよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長 そのように決定いたします。

資料要求

委員長 まず、冒頭に資料要求をされる方はおりますか。

(なしの声あり)

委員長 なしと確認します。

以上で審査方法についての協議を終了し、早速審査に入りたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長 それでは、日程に従いまして審査を進めます。

総括

委員長 最初に、総括についての説明を求めます。

中島部長 (総括について説明する。)

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、ここでの質疑は款別にならないように願います。質疑ありますか。

(なしの声あり)

委員長 なしと認めます。

以上で総括の質疑を終結いたします。

それでは、款別の審査に入ります。所管からは、節または細節で50万円以上の不用額について、また要する経費として予算額があり、執行額がゼロの場合は不用額の多少にかかわらず説明を受けることでよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長 そのように決定いたします。

議会費

委員長 それでは、議会費の説明を求めます。

竹谷事務局長 (議会費について説明する。)

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありますか。

(なしの声あり)

委員長 ないようですので、質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長 そのように決定いたします。

以上で議会費の質疑を終結いたします。

総務費

委員長 総務費の説明を求めます。

中島部長 (総務部が所管する総務費について説明する。)

館 部 長 (市民生活部が所管する総務費について説明する。)

委員 長	説明が終わりました。
	これより質疑に入ります。質疑ありますか。
柴 田	94、95ページ、2款1項1目、役務費の手数料、先ほど健康診断の減によるという説明だったのですが、その減の要因についてお伺いします。
須藤係長	ただいまの職員の健康診断の関係ですけれども、平成26年になりますが、予算積算時におきましては、職員の現員数で予算計上をさせていただいております。その後、退職される方、そして27年度中にも退職される方プラス、育休、産休等で健康診断を受けなくても済む方がおりまして、当初設定した予算の額よりも低く抑えることができた、おさまったということであります。
	ただ、実際に受診された方の率でいきますと、本来受けなければいけない方が515名、対象者数でございましたけれども、結果的に受診された方が505名ということで、受診率が98.1パーセントということになっております。結果として、受診しなければいけない方はきちんと受診されているという現状であります。
柴 田	例年と比較して、受診率が極端に悪いというようなことはないということを確認してよろしいですか。
須藤係長	柴田委員がおっしゃるとおり、例年どおりの受診率となっております。
委員 長	ほかに質疑ありますか。
館 内	104、105ページ、2款1項7目ですが、広報配付等報償費について、100パーセントの配布を目指されていると思いますが、いろんな地域がございまして、地域によってはアパート群が多い町内会もあると思います。転入、転出の確認ができない町内もあったのではないのでしょうか。そのような町内会に対してどのような指導をされたのか伺います。
	それと、108、109ページですが、2款1項7目、地域住民生活等緊急支援のための交付金事業費で、ICT利活用の高度化事業を利用した地元の業者はどういう会社か、また教育現場と行政にどういう形で活用されたのか伺います。
澤田課長補佐	広報配付等報償費に関するご質疑についてお答えします。 転入された方等には、町内会の加入についてお誘いをさせていただいておりますけれども、それぞれの町内会で基本的には対応いただいております。市のホームページにも町内会の加入について、勧誘の挨拶状様式などを掲載しておりまして、各町内会では、例えば行事の日程とか、そのようなもの等含めて勧誘していただいているということで聞いております。
	それから、転入されたときには、市民課の窓口で町内会加入に関するパンフレットも配布しておりますし、広報たきかわでも年2回掲載し、周知に努めております。
安田係長	2点目の質疑についてですけれども、まずどういった内容かということにつきましては、行政事務や小中学校等の教育現場におきましてはICT利活用が一般的となったことに伴いまして、ICTに係る運用サポートや保守等が煩雑化、高度化しておりまして、職員対応が難しくなってきたことから、委託業務におきましてサポートを受けたものであります。
	具体的な内容としましては、障害対応としまして、市内小中学校等におけるICT障害の問い合わせを受けまして、一時切り分け、それから教育委員会への対応引き継ぎを行っております。それから、学校ICT管理作業としまして、学校サーバーのバックアップ確認や動作確認、それからウイルス定義ファイルの更新作業等を行いまして、ふぐあいがあれば一時切り分け等を実施しており

ます。

それから、地元業者に関してですけれども、こちらの委託業務につきましては、平成25年9月1日から契約をしております住民情報システム運用委託業務の業務内容を見直して契約変更をして進めております。25年9月の業者選定の際には、システム運用業務を実施できる市内業者2社によります選定の後、決定をしております。

委員長

ほかに質疑ありますか。

(なしの声あり)

委員長

ないようですので、質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように決定いたします。

以上で総務費の質疑を終結いたします。

それでは、午後の日程を一部繰り上げたいと思いますが、所管の入れかえのため、若干休憩いたします。再開は10時40分といたします。

休 憩 10:36

再 開 10:41

委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

消防費、公債費、諸支出金、職員費、予備費、災害復旧費

委員長

消防費、公債費、諸支出金、職員費、予備費、災害復旧費を一括して説明を求めます。

中島部長

(消防費から災害復旧費について説明する。)

委員長

説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ありますか。

東 元

222ページの職員費についてお尋ねしたいのですが、超過勤務手当が平成26年度に比べて、皆さんの努力で随分減ったのではないかと思いますけれども、その辺のもしわかる数字があれば、ご説明いただければと思います。

須藤係長

ただいまの東元委員の質疑にお答えをさせていただきますけれども、財政健全化計画に先立ちまして、平成27年度から超勤の縮減ということで先行実施をしてきております。そんな中で、毎週水曜日におきますノー残業デーの徹底等によりまして、27年度につきましては26年度と比較して約13パーセント、4,700時間の減ということで大きな実績を得ているところであります。今後につきましてもさらなる超勤の縮減に向けて、ノー残業デーの徹底、土日に勤務した振りかえ休暇の取得の徹底等を進めていきたいと思っております。

委員長

ほかに質疑ありますか。

副委員長

同じく職員費で、一般職職員数の増減と臨時、嘱託、いわゆる非常勤の方々の増減を26年度と比べてお示しいただければと思います。

小畑課長補佐

職員数の増減についてお答えいたします。平成26年度と比べてということでもありますけれども、27年度の当初予算においては、これは一般職員といいますか、いわゆる350人体制の捉えの数字でということでご了解いただきたいと思いますけれども、26年度の当初予算におきましては344人の予算計上ということでありまして、そこから27年度の当初予算においては338人で予算計上ということで、6名の減ということで進めていたところでございます。実際には、平成27年度の前算ではなくて当初の4月1日の人員配置では334人ということで、予算より4人少ない数字で実際のところ27年度が始まったところでございます。

その後に、平成27年度も選挙の年でありましたことから、一般職から特別職への就任ですとか、一般職員の退職等が年度途中にございまして、最終的には平成27年度末の退職あるいは平成28年4月1日の新採用等増減いたしまして、平成28年4月1日は、参考までに323人で今スタートしているところでございます。嘱託職員と臨時職員につきましては、全体的にはそんなに多く変わっておりませんけれども、若干業務の都合により、正規職員の穴埋めといたしまして、嘱託職員あるいは臨時職員について数名配置をして業務に対応しているという実態もございます。数字は大きくは変わっておりません。

委員長
井上

ほかに質疑ありますか。

219ページですが、公債費の関係で不用額が3,265万円あるのだけれども、けさの道新を見ると、マイナス金利で札幌市は約4億円ぐらい得になったというようなことが報じられていたのですけれども、各市町村に関係するのだなと思ってお伺いしようと思ったのですが、先ほどの説明では実質金利の低減という説明だったのだけれども、これを市に対する影響、あるいは今後どのような形で推移するののかも含めて考えているのか伺います。

委員長
堀之内課長

できる範囲で答弁願います。

けさの道新で、マイナス金利効果、札幌市4億円ということでした。これにつきまして私どもとしましては、滝川市は市場公募債というものを導入しておりません。そのため、マイナス金利による国債利率の低下による影響が出るということにはなっておりません。また、現在札幌市のように、他自治体の地方債とか、そういったものの購入も行っていないということになっております。市場公募債につきましては、通常、地域経済振興のために金融機関よりも利率を高目に設定して行う起債であります。国債の利率変動に合わせて変動させている自治体は多いのですが、札幌市はこういったもので払う予定の額が少なくなったということで、利率が下がったものですから、高目の設定が低くなった、得をしたということで考えられております。大阪とか道債を購入したということで札幌市はありますが、これも新聞報道ではありますけれども、この逆、この購入は、金利が今度低くなっていますので、利息が入らなくなるので、損をしているだろうと。その差し引きで4億円というのが、札幌市の状況でありました。

また、滝川市では現在起債は固定金利方式というもので発行しております。ですから、変動金利を採用しておりませんので、そういった意味では、今後についても現在金融機関と契約している内容での償還ということになっていきますので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

過去には、国の制度で5パーセント以上の高い金利のものについては保証金免除、繰上償還制度というものがありませんでした。これは、保証金、いわゆるペナルティー金を払わなくてもいいということで、国で高い金利のものを地方の金融機関の安いもので借りかえさせていただけるというような制度がありましたが、これについては現在そういった制度がございません。ですから、金利をもし見て借りかえするということであれば、国のほうの分のペナルティーを支払わなければならないということで、そことの差はそのときの金利状況を見てみないとわからないものですから、今の段階で幾らメリットがあるということについてはお答えできない、そういった状況になっております。

井上

そうすると、この3,200万何がしという数字は実質金利の低減ということで、実

質金利の低減というのはマイナス金利政策とかそういうものとは関係ないということでもいいのですか。

万年係長

マイナス金利の影響ですけれども、マイナス金利の影響によりまして、当初私どもは2パーセントと想定しておりました。でも、現実1.数パーセントだったわけです。1.数パーセントですけれども、上がる要素も考慮して2パーセントとして予算組みをさせていただいたのですけれども、マイナス金利の影響で0.数パーセント、ここまで下がったということでございます。単刀直入に言いますと、影響があったということでございます。

井 上
万年係長

先ほどの答弁は、ないという答弁でなかったのか。
説明が足りなかったようです。先ほどの課長から説明したことは、市場公募債を取り入れているとしたら影響があったのでしょうかけれども、滝川市は市場公募債を取り入れていないので、影響はなかったということでございます。私が説明したのは、今現在起債を借りるときには影響あったのかということであれば、マイナス金利の影響を受けて各金融機関が金利を下げているので、影響があったということでございます。

委 員 長

ほかに質疑ありますか。

(なしの声あり)

委 員 長

ないようですので、質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委 員 長

そのように決定いたします。

以上で消防費、それから公債費、諸支出金、職員費、予備費、災害復旧費の質疑を終結いたします。

この辺で午前の部は終了させていただきまして、休憩したいと思います。再開は13時といたします。

休 憩 10:58

再 開 12:59

委 員 長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

その前に、ここで午前中の井上委員からの公債費の質疑に対して、財政課長から答弁の訂正の申し出がありましたので、発言を許可します。

堀之内課長

先ほど、218ページ、11款1項2目利子で井上委員から、けさの北海道新聞の記事にあるマイナス金利の影響はあるのかという質疑がございました。その中で、市場公募債については発行していないので、影響はありませんというお答えをさせていただきましたが、利子についての不用額3,200万円余りにつきましてはマイナス金利の影響があるという答弁をいたしました。年度間の借り入れの関係が少し混同してしまいましてそうした答弁をしてしまいました。実際には日銀のマイナス金利の導入は、平成28年1月に日銀が導入を決めまして、28年2月から適用ということで、多分市場には実際には3月ごろから反映したものであると思われる。その影響については平成28年度の地方債借り入れのときに出てくるであろうと思われる。したがって、平成27年度についてはマイナス金利の影響ではなくて、27年度当初予算算定時に2パーセントという利率を見ていましたが、結果的に市場の動向等によりまして金利が低下したということになりますので、マイナス金利の影響は28年度からということになりますので、おわびしまして訂正させていただきます。

民生費

委員 長 国嶋部長 委員 長	それでは、民生費の説明を求めます。 （民生費について説明する。） 説明が終わりました。
館 内	これより質疑に入ります。質疑ありますか。 122、123ページの3款1項1目、備考欄の民生委員の活動に要した経費ということで、民生委員の定数が満たされていない状況で、市職員の方で委員をされている方もいると思いますが、平成27年度で何名の職員が民生委員をされていたのかお尋ねします。
杉山課長	もう一つ、128、129ページの3款1項4目、備考欄の敬老特別乗車証に要した経費ということで、この利用者数について伺います。
鈴木係長	民生委員、児童委員の質疑ですが、平成27年度、滝川市職員で民生委員、児童委員活動をされている方は2名でございます。
委員 長 柴 田	敬老特別乗車証に関するご質疑ですが、それを利用したバス利用者の平成27年度の乗車人数については、統計をとっておりませんので、把握しておりません。ほかに質疑ありますか。
	124、125ページの障害者福祉費の扶助費の不用額の関係ですけれども、重度心身障害者医療もこの不用額で相当な割合を占めていたということで報告を受けました。昨今、高齢化の問題が叫ばれておりまして、心身の重度の障がい者の保護者の高齢化という問題が指摘されているということで、先ほど重度心身障がい者の医療費の扶助の関係で説明があったのですが、かなり大きい数字で不用額が発生しているのです。保護者がそういう重度の障がい者にそういった医療を受けさせられないような状況生まれていないのかどうなのか、把握されているかどうかをお尋ねさせていただきます。
橋本課長補佐	重度心身障害者医療費の関係で、医療を受けられないような状況ということでお話を聞いたことはございません。
柴 田	それは、そういった調査をもとにしているものなのか、それとも相談を受けていないということでご判断されているのか、その点だけ確認をさせていただきます。
橋本課長補佐	調査はしたことはございません。まず、障害手帳等の交付を受けますと医療費の助成の説明をいたしますので、必要がある方で受けられていないという方はいないという認識でおります。
委員 長 三 上	ほかに質疑ありますか。 123ページの臨時福祉給付金に要した経費ですが、平成27年、何名いて、執行率が100パーセントになっていないと思うのですが、それはどのような理由だったのか伺いたいと思います。
	もう一点は、135ページの保育所の関係ですが、広域入所の負担金で、赤平と砂川、岩見沢とありますけれども、これは主にどういった理由なのでしょう。多分仕事の関係かなと予想はつきますけれども、お伺いします。
薦田主査	三上委員からの質疑でございますが、執行率につきましては、申請件数ですけれども、実は対象者の人数は9,968名おられます。このうち申請された方が8,541名ということで、申請率につきましては85.7パーセントということになっております。
	100パーセントに至らない理由ということでございますけれども、これにつきましては、勧奨通知とかそういう点についても実施はしているのですが、何分に

も申請されない方がおられるものですから、この点加味して、最終的には85.7パーセントの申請率ということになっております。

小山係長 広域入所の関係ですが、砂川、赤平、岩見沢にそれぞれ職場がある関係上、そちらの保育所を利用したという経緯でございます。

三 上 臨時福祉給付金のほうですけれども、8,541人が申請したということで、周知は徹底されていたと思うのですけれども、どのような理由で申請したにもかかわらず給付が受けられなかったのか、理由は押さえているのか伺います。

薦田主査 申請書を発送する段階から申請書をお受けする段階の間の区間で亡くなられる方等ございまして、こういう方につきましては支給はできないものですから、こういう方の部分が今回不支給になったということでご理解願います。

国嶋部長 補正させていただきますが、今薦田主査から対象者というお話をしましたが、100パーセント申請に至らない理由にも密接に絡んでくると思いますけれども、あくまでも申請をいただいてから対象になるか審査をするという制度設計になっておりますので、今薦田主査が言った数字についてはあくまでも推定になります。対象となると思われるだろうという方に対しての周知文書を送付しております。ですから、全体的に申請率、交付率が何パーセントという数値は、国のほうでも公表はしておりません。

委 員 長 ほかに質疑ありますか。

副委員長 123ページの民生委員、児童委員の件ですが、先ほど職員の方が2人、民生委員、児童委員をやられているということで、相当なり手がいないというご苦労は認識しています。むしろここで伺いたいのは、平成27年度中の欠員の状況がわかればお願いします。

池田係長 平成27年度中の欠員の状況としましては、民生委員11名、主任児童委員1名、計12名となっております。

委 員 長 ほかに質疑ありますか。

(なしの声あり)

委 員 長 ないようですので、質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委 員 長 そのように決定いたします。

以上で民生費の質疑を終結いたします。

ここで、所管入れかえのため若干休憩いたします。再開は13時25分といたします。

休 憩 13 : 17

再 開 13 : 23

委 員 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

衛生費

委 員 長 衛生費の説明を求めます。

国嶋部長 (保健福祉部所管の衛生費について説明する。)

館 部 長 (市民生活部所管の衛生費について説明する。)

委 員 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありますか。

館 内 146、147ページ、4款1項4目、備考欄の墓地の運営管理に要した経費ということで、本市のホームページでは新たな利用や埋葬、墓地の引っ越し、解体などに関しては許可や届け出が必要と書いてありますが、使用権者の転居、また

死亡などで届けられていない事例とか、また墓地の管理がされていない事例はあったのか、あった場合、何パーセントほどそういう事例があるか、またそれに対してどのような対応をされているかお伺いします。

大橋係長

ただいまの質疑でございますが、埋葬法施行前に建てられたと思われるお墓につきましては、届け出がないお墓として、平成20年度の調べですけれども、区画全体の13パーセントありまして、こういった状況により墓地の使用者の全てを把握できていないことからパーセンテージではお答えできませんが、平成27年度における使用申請69件のうち既存墓地の使用申請、これまで申請のなかった墓地、こちらのほうは53件で、届け出により使用者の所在が判明しております。このような届け出がなく使用者が不明なお墓は、年々減少傾向にあります。また、平成27年度における墓地の管理につきましては、使用者に指導文書を出して適正な管理をお願いしたものが1件ありますが、管理についての問題の多くがお墓の草刈りであるため、このような問題に対応するため、希望者には有料で市が草刈りを実施する管理除草を行っており、27年度につきましては482区画を実施しております。墓地につきましては届け出が必要という認識が余りされていないというような傾向もありますので、お墓の相談等で来られた市民の方々に対しましては、現在お墓の届け出内容がどのようになっているか、また今後必要とされる手続等につきましてわかりやすくご説明、お伝えしているとともに、公式ホームページ、広報等を通じて継続的に周知を行っていきたいと思います。

委員 長
東 元

ほかに質疑ありますか。

150、151ページのじん芥処理の関係ですが、事務概要調べの38ページとも関連するのですけれども、ここに生ごみ、燃やせるごみ等の分類がありますけれども、私、リサイクリンに時々自分の車で持ち込むことがあるのですが、その際、ボランティア袋を搬入の際は、ボランティア袋だけキロ数をもう一回カウントしてくれということで車を一回回されるのです。以前、窓口の人が、ボランティア袋の統計をとっているの、もう一回回ってきてくださいと言われたのですが、この表の中にそれは入っていないので、実際どういう扱いをされているのか、わかる範囲で教えていただければと思います。

大橋係長

ボランティア袋の量ということでございますけれども、家庭ごみの分類の中に含まれております。

東 元

ということは、ボランティア袋だけはかっても、家庭ごみの中に入れてしまっているという認識でいいのですか。

大橋係長

ボランティア袋につきましては料金がかからないということで、料金がかかるものとかからないもの別々にはかるということでございますけれども、今、ボランティア袋が何キロかというような資料が手元にはございませんのでお答えできませんが、そのような形になっております。

委員 長
柴 田

ほかに質疑ありますか。

150、151ページ、ごみの減量化の関係についてお尋ねします。先ほどの説明で不用額が55万数千円の手数料のところですけども、平成27年度の段階で、従量制になって以降、ごみの減量化の進捗状況、27年度の時点まででいいのですが、その進捗状況というのはどの程度進んでいるのか伺います。

大橋係長

ごみの減量化の進捗ぐあいはいかがかというご質疑でございますが、従量化を始める前の市全体のごみ量ですけれども、2万7,433トンということでございまし

た。平成15年に従量化を始めたことによりまして1万7,384トンということで減少しておりまして、年々ごみ量は減ってきている状況でございますけれども、平成27年度におきましては1万6,183トンということで、順調に減少しているような状況でございます。

ごみ減量化の中には資源ごみの回収等の活動も含まれておりますので、そういったことも徐々に広まっていっていると思いますので、減量化とリサイクル、どちらも従量化を始めた段階からは進んできているものと考えております。

柴 田 当然人口の減少も続いているわけで、1万7,000トンになったのが今1万6,000トンになりましたということで減量化が進んでいると単純には言えないと思いますが、そういった影響を差し引いてもごみの減量化は着々と進んでいっているという認識をお持ちなのかどうかお尋ねしておきます。

横山課長 先ほどは全体量ということで申しましたが、ごみの1人当たりの量ということで申し上げますと、分別開始前の平成14年は1,024グラムでございました。それが平成24年には631グラム、25年には636グラムということで、若干揺り戻ししているのですが、26年度604グラム、27年度607グラムということで、人口で割り返した中でも、若干ですけれども、下がりぎみの傾向ということでございます。

委 員 長 ほかに質疑ありますか。

三 上 149ページの使用済み食用油の燃料化推進事業ですが、この年度でいろいろ実験したりしたと思うのですが、燃料化実現に向けてのこの時点での考え方を伺いたいと思います。

もう一点は、151ページ、指定ごみの作成委託料とその配送、保管料、これについては事業者がどこかというのは大体わかるのですが、どのような入札形態をとって、何社がこれにかかわっているのか伺いたいと思います。

大橋係長 まず、1点目の使用済み食用油の事業化でございますけれども、委員会でもご説明しておりましたが、ことしの2月に中央児童センターの屋外貯蔵タンクへの屋内へ配送する地上配管つなぎ目が破裂しまして食用油が流出し、その処理費用として作業費51万9,000円、油がしみ込んだ雪及び土の処分費として220万9,000円の工事費を見込んでおりまして、平成26年度と27年度を比較して決算額がふえたのはそのことでございます。

以上説明したとおり、この分の復旧費用というのはまだ見込んでおりません。その復旧費用を考えて、安全性ですとか費用対効果などを見きわめて平成28年度以降慎重に検討するというので、この結果についてこの時点でご説明することはできません。

続きまして、指定ごみの配送でございますが、こちらを委託しているのは、食創滝川支店のほうに委託しているものでございます。こちらにつきましては、ほかに代替できる業者がいないと判断しておりますので、入札ではなく、随意契約という形をとらせていただいております。

また、指定ごみ袋の作成につきましては、米倉エネルギーに作成委託しております。こちらにつきましても、ほかに作成できる場所がないということで、随意契約とさせていただきます。

三 上 指定ごみ袋の作成ですが、これはつくる数によって変わってくるのか、多くても少なくとも一定なのかということとをまず伺いたいのと、今の説明だとこしかないうことだったのですが、そんなこともないのではないのか

